

大阪府情報公開条例の運用状況

(平成22年度)

1	行政文書の公開	1
2	法人文書の公開	4
3	情報の公表	5
4	情報の提供	5
5	会議の公開	6
6	出資法人の情報公開	6

1 行政文書の公開

[請求件数]

府の行政機関が保有する文書に関し、1,708件（うち取下げ167件）公開請求があり、平成21年度に比べ約34.1%の増加となった。

22年度の請求に対し、実施機関が1,741件の決定を行った（1件の公開請求について複数決定が行われることがあるため、請求件数より決定件数が多くなっている。）。

内訳は次表のとおりである。

（表1）行政文書公開請求及び実施機関の決定の状況

区 分		22年度(件)	21年度(件)
行政文書公開請求の受理件数		1,708	1,274
請求方法 別内訳	窓口へ提出	707	449
	府ホームページからの入力	396	293
	ファクシミリで送信	426	346
	郵送	179	186
行政文書公開請求の取下げ件数		167	112
実施機関の決定の件数		1,741	1,265
決定内容 別内訳	全部公開	723	337
	部分公開	785	750
	全部非公開	26	3
	存否応答拒否による非公開(公開請求拒否)(第12条)	6	8
	不存在による非公開	201	160
	適用除外による非公開(第40条)	0	7
	要件不備による非公開(第7条第1項)	0	0

(注) 1 1件の公開請求について複数の決定が行われることについて

1件の公開請求において、複数の項目に関する行政文書の公開が求められたときに、対象となる行政文書がある項目とない項目が混在しているため、公開・非公開等の決定と不存在による非公開決定に分割して決定を行う場合、又は対象となる行政文書が複数の室課所に分かれて管理されているため、文書を管理している室課所ごとに分割して決定を行う場合などがある。

2 非公開決定の種類について

○ 全部非公開

文書全体に個人のプライバシー情報や法人等の正当な利益を害する情報などの非公開情報が記載されていることを理由として対象となる行政文書の全てを非公開とする決定。

○ 存否応答拒否による非公開(公開請求拒否)

行政文書が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報が明らかになることを理由として、行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する決定。

○ 不存在による非公開

文書の保存期間が経過しすでに廃棄した場合や作成又は収受していない場合など対象となる行政文書が存在しないことを理由とする非公開決定。

○ 適用除外による非公開

刑事訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開条例を適用しないこととされていることを理由とする非公開決定。

○ 要件不備による非公開

行政文書を特定するに足りる事項の記載がない等の公開請求の要件を満たさないことを理由とする非公開決定。

[非公開規定の適用状況]

非公開規定の適用状況については、部分公開、全部非公開及び存否応答拒否による非公開を合わせた817件の決定のうち、565件において個人情報の規定、510件において法人等情報の規定、91件において事務執行支障情報の規定、35件において公共安全支障情報の規定、1件において任意提供情報の規定が適用されているが、意思形成支障情報及び法令秘情報の規定を適用した事例はなかった。

(表2) 非公開規定の適用状況

区分	非公開理由	22年度	適用率	21年度	適用率	
		(件)	(%)	(件)	(%)	
公開しないことができる情報	法人等情報(8条1項1号、2項1号)	510	62.4	398	52.3	
	任意提供情報(8条1項2号、2項1号)	1	0.1	0	0.0	
	意思形成支障情報(8条1項3号、2項1号)	0	0.0	0	0.0	
	事務執行支障情報(8条1項4号、2項1号)	91	11.1	66	8.7	
	公共安全支障情報	35	4.3	22	2.9	
	内訳	公共安全支障情報(8条1項5号)	4	0.5	4	0.5
		公共安全支障情報(8条2項2号)	8	1.0	4	0.5
公共安全支障情報(8条2項3号)		23	2.8	17	2.2	
公開してはならない情報	個人情報(9条1号)	565	69.2	605	79.5	
	法令秘情報(9条2号)	0	0.0	1	0.1	
部分公開+全部非公開+存否応答拒否による非公開の件数		817	—	761	—	

(注) 公共安全支障情報については、8条1項5号が、公安委員会及び警察本部長を除く実施機関に、8条2項2号及び3号が、公安委員会及び警察本部長に、適用される(8条2項2号と3号が同時に適用される場合は内訳では両方に計上しているが、公共安全支障情報全体では1件と数えている。)

[決定期間の状況]

公開請求から実施機関の決定までに要した期間の状況については、1,541件の公開請求のうち、条例第14条第2項に基づく決定期間の延長が行われたもの(公開請求から30日以内)は、283件、条例第15条に基づく決定期間の特例が適用されたもの(公開請求から30日超)は、6件であった。

なお、決定期間の延長が行われた事案のうち222件は、公開請求に係る行政文書に情報が記録されている第三者に意見書提出の機会を付与した事案である。

(表3) 公開請求から実施機関の決定までに要した期間の状況

区分	22年度(件)	21年度(件)
公開請求件数	1,541	1,162
本則どおり(15日以内)	1,252	900
決定期間の延長を行った件数(30日以内)	283	258
決定期間の特例を適用した件数(30日超)	6	4

(注) 決定期間の末日が、大阪府の休日(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月29日から1月3日までの日)に当たる場合は、その翌日に決定を行っている場合がある。

[実施機関別請求件数]

実施機関別・担当部局別では、都市整備部（606件）に対する公開請求が最も多く、次いで、住宅まちづくり部（175件）、福祉部（147件）、健康医療部（134件）、水道企業管理者（112件）の順である。平成22年度は都市整備部に対する公開請求の増加が顕著であった。

（表4）実施機関別・担当部局別の公開請求受理件数

担 当 部 局 名		22年度（件）	21年度（件）
知	事	1,428	1,144
担 当 部 局 別 内 訳	政 策 企 画 部	77	107
	総 務 部	71	48
	府 民 文 化 部	90	83
	福 祉 部	147	128
	健 康 医 療 部	134	246
	商 工 労 働 部	24	20
	環 境 農 林 水 産 部	104	74
	都 市 整 備 部	606	315
	住 宅 ま ち づ くり 部	175	123
	会 計 局	0	0
教 育 委 員 会	102	95	
選 挙 管 理 委 員 会	38	28	
人 事 委 員 会	2	1	
監 査 委 員	2	0	
公 安 委 員 会	0	0	
労 働 委 員 会	7	2	
収 用 委 員 会	1	2	
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	
水 道 企 業 管 理 者	112	27	
警 察 本 部 長	70	78	

（注）知事に対する請求で複数の担当部局にまたがるものは各担当部局に計上している。

[不服申立ての処理状況]

公開請求に対する実施機関の決定について、平成22年度は35件の不服申立てがあった。

不服申し立ては、情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して再決定等の処理を行うこととなっており、平成21年度以前から繰り越した18件を含めた平成22年度の処理状況は下表のとおりである。

（表5）行政文書の公開に係る不服申立ての処理状況

区 分	係属事案 計	取下げ 件 数	処 理 件 数					23年度 へ繰越 件 数
			計	認容	一部 認容	棄却	却下	
20年度から繰越事案	2件	0件	2件	0件	2件	0件	0件	0件
21年度から繰越事案	16件	1件	14件	1件	2件	11件	0件	1件
22年度申立て事案	35件	3件	5件	1件	1件	3件	0件	27件
計	53件	4件	21件	2件	5件	14件	0件	28件

2 法人文書の公開

法人文書の公開の請求件数は、大阪府立大学に対するものが4件、大阪府立病院機構に対するものが3件、大阪府住宅供給公社に対するものが11件、大阪府土地開発公社に対するものが4件、大阪府道路公社に対するものが3件の計25件（うち取下げ3件）であり、各実施法人がこれらについて決定を行った。その内訳、非公開規定の適用状況は、下表のとおりである。

なお、法人文書の公開請求に対する決定について、22年度は新規の異議申立てはなかった。

(表6) 法人別文請求件数

区 分	22年度 (件)	21年度 (件)
大阪府立大学	4	2
大阪府立病院機構	3	0
大阪府住宅供給公社	11	14
大阪府土地開発公社	4	3
大阪府道路公社	3	0

(表7) 法人文書公開請求及び実施法人の決定の状況

区 分		22年度 (件)	21年度 (件)
法人文書公開請求の受理件数		25	19
法人文書公開請求の取下げ件数		3	1
実施法人の決定の件数		22	19
決定内容 別内訳	全部公開	10	3
	部分公開	12	12
	全部非公開	0	0
	存否応答拒否による非公開(公開請求拒否)(第12条)	0	0
	不存在による非公開	0	4
	適用除外による非公開(第40条)	0	0
	要件不備による非公開(第7条第1項)	0	0

(注) H21年度は1件の公開請求について、項目別に分割して決定が行われる場合があるため、請求件数より決定件数が多くなっている。

(表8) 法人文書の公開に係る非公開規定の適用状況

区 分	非 公 開 理 由	22年度	適用率	21年度	適用率
		(件)	(%)	(件)	(%)
公開しない ことができる情報	法人等情報(8条1項1号)	5	41.7	5	41.7
	任意提供情報(8条1項2号)	0	0	0	0
	意思形成支障情報(8条1項3号)	0	0	0	0
	事務執行支障情報(8条1項4号)	0	0	0	0
	公共安全支障情報(8条1項5号)	0	0	0	0
公開しては ならない情報	個人情報(9条1号)	11	91.7	9	75.0
	法令秘情報(9条2号)	0	0	0	0
決定件数(部分公開+非公開+公開請求拒否の件数)		12	—	12	—

3 情報の公表

「情報の公表制度の実施に関する要領」に基づき府政情報センターで公表した資料等の件数は、777件であった。

これら資料等は、可能な範囲で府のホームページに掲載するよう努めている。

(表9) 情報の公表状況

公表した資料等の件数		22年度 (件)	21年度 (件)
		777	618
内 訳	府政に関する基礎情報	404	280
	政策形成過程情報	240	198
	その他	133	140

(注) 22年度に公表した資料等777件のうちその内容を府のホームページに全部掲載したものは、543件である。

(注) 公表した資料等の内訳について

- 府政に関する基礎情報
 - ・ 府が保有している情報の検索に資する資料
 - ・ 府の施策、計画、指針等の概要
 - ・ 府の事務事業の概要（各室・課（所）等毎）
 - ・ 府の事務事業の評価の結果又はその概要
 - ・ 府の基本的な事務に関する要領、要綱、手引書等
 - ・ 府政に関する主要な調査の結果又はその概要
 - ・ 府の出資法人の組織、事業及び決算等の概要（条例第2条第4項に規定する実施法人及び条例第34条第2項の規定に基づき実施機関が定める出資法人に係るもの）
 - ・ 府の施設の管理に関する指定管理者との基本協定等
- 政策形成過程情報
 - ・ 府の基本的な施策、計画、指針等の策定及び重要な改廃等に係る案又は主要な検討資料
 - ・ 府民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例、規則等の制定又は改廃に係る案の内容又はその概要
 - ・ 府の重要な政策決定等に関する部長会議等の協議又は報告の概要及び提出資料
 - ・ 府政に関する意見募集の結果又はその概要
- その他
 - ・ 上記以外で、各室・課（所）の長が適当と認めたもの

4 情報の提供

府政情報センターにおいて、利用件数は10,822件であり、職員による情報提供が最も多く、4,483件であった。

(表10) 情報の提供状況

情報の提供の件数		22年度	21年度
		10,822件	11,031件
内 訳	職員が応対して情報提供	4,483	4,652
	開架資料の閲覧	3,981	4,325
	府政刊行物の販売	1,926	1,635
	行政文書等複写申出	353	337
	その他	79	82

※平成22年度運用状況より「府政刊行物の販売部数」から「府政刊行物の販売件数」に変更。

5 会議の公開

公開制度の対象となる審議会等は、平成22年度末現在で379あり、このうち214の審議会等が公開（議題等により非公開とする旨の留保付きのものを含む。）の決定をした。

公開会議のうち、平成22年度は、159の審議会等で延べ455回の会議が公開で開催された。

（表11）会議の公開の実施状況

区分	22年度	21年度
開催回数	455回	385回
傍聴者数	1486人	1755人

6 出資法人の情報公開

府では、出資法人の情報の公開に関する指導指針に基づき、府の出資法人のうち、府の事務と特に密接な関係を有する法人を対象に、自主的に情報公開申出制度を実施するよう指導している。

平成22年度は出資法人の情報公開に関する指導指針の対象法人すべて（25法人）で自主的に情報公開申出制度を実施し、情報公開の申出の件数は、2法人において計2件であった。

なお、平成22年度は情報公開申出に対する出資法人の決定について、苦情の申出はなかった。

（表12）出資法人における公開申出の処理状況

区分		22年度	21年度
情報公開申出制度実施法人数		25法人	31法人
公開申出のあった法人		2法人	2法人
公開申出の件数		2件	2件
決定の件数		2件	4件
決定内容別内訳	全部公開	1件	1件
	部分公開	1件	1件
	全部非公開	0件	0件
	存否応答拒否による非公開（公開申出拒否）	0件	0件
	不存在による非公開	0件	0件

（注）1件の公開申出について、項目別に分割して決定が行われる場合があるため、決定の件数が、公開申出の件数を上回ることがある。